令和４年９月12日

建設工事業者の皆様へ

島田市行政経営部契約査課長

「島田市建設工事請負契約約款第26条第５項（単品スライド条項）の運用について」の一部改正について（お知らせ）

日頃、島田市の建設工事等に関し、御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記の件について、最近の資材価格の急激な高騰等を踏まえ、下記のとおり運用を一部改正したのでお知らせします。

記

１　改正内容

(1) 資材価格が日々上昇する状況であり、物価資料に反映されるまでにタイムラグがあることを考慮し、購入価格が適当な金額であることを証明する書類を提出した場合は、「実際の購入価格」の方が「購入した月の物価資料の単価」より高い場合であっても、「実際の購入価格」を用いて請負代金額を変更することを可能とします。

(2) 加工費用も含めて資材を購入する鋼橋上部工など「実際の購入価格」を示せない場合は、購入時期を証明できれば「購入した月の物価資料の単価」を用いて請負代金額を変更することを可能とします。

(3) 年度毎に完済部分検査を行う複数年に跨がる維持工事の場合は、各年度末に単品スライド条項を適用することも可能とします。

(4) その他必要な改正として、下記項目を改正

１）主要な工事材料の定義を追記

２）減額変更の場合の取扱いを追記

３）甲、乙を発注者、受注者へ改正

２　施行期日

令和４年10月１日以降に工事請負契約約款第26条第５項に係る請求が行われたものから適用します。

問い合わせ先　契約検査課　契約･検査担当
電話(0547)36-7220
FAX (0457)37-8200
E-mail keiyakukensa@city.shimada.lg.jp